

草津栗東行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和4年10月1日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約であつて規則で定めるものとする。

- (1) 物品を借り入れるための契約であつて、商慣習上複数年度にわたる契約を締結することができるもの
- (2) 毎年度当初から経常的かつ継続的に役務の提供を受けるための契約であつて、契約の相手方の準備期間を確保するために複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。